

## JIS 認証登録詳細事項

(省令第14条第1項に規定する事項)

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 認証番号                         | VI0308003  |   |
| 認証契約が終了した期日                  | 2021.7.8   |   |
| 被認証者の名称及び住所                  | ブリヂストンサイクル株式会社<br>埼玉県上尾市中妻3-1-1  |   |
| 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地         | ブリヂストンサイクル株式会社 騎西工場 埼玉県加須市戸崎310  |   |
| 日本産業規格の番号                    | JIS D 9301   |   |
| 日本産業規格の種類又は等級                | -  |   |
| 鉱工業品の名称                      | 一般用自転車   |   |
| 認証の区分                        | 一般用自転車   |   |
| 認証の範囲                        | スポーツ車、シティ車、実用車、子供車   |   |
| 表示事項                         | 1) 認証マーク<br>2) 認証マークの近傍に次の事項を表示する。<br>① 日本産業規格の番号<br>② 一般財団法人日本車両検査協会の名称又は略称   |   |
| 表示事項の表示方法                    | 1) 認証マークは単色とし、1製品ごとに直径10mm以上の大きさ及び1包装ごと直径15mm以上の大きさで表示する。<br>2) 1製品ごと及び包装がある場合には1包装ごととする。<br>3) 1製品ごと、立パイプの表面に転写印刷し、又は銘板を付ける。<br>4) 1包装ごと、外面に印刷し、又は押印する。 |   |
| 付記事項                         | 1) 認証番号<br>2) 製造業者名(又は略号)<br>3) 上記以外の日本産業規格にさだめられている表示事項   |   |
| 付記事項の表示方法                    | 1) 1製品ごと認証番号は立パイプの表面、製造業者名(又は略号)はフレーム体の表面に、その他は製品の表面に転写印刷し、又は銘板を付ける。<br>2) 1包装ごと、外面に印刷し、又は押印する。  |   |
| 現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品の認証に係る事項 | 個数又は量  | - |
|                              | 識別番号又は記号及びその表示方法   | - |
| 認証に係る法の準拠条項                  | 産業標準化法第30条第1項  |   |